

# 埋蔵文化財に関する手続きの流れ

①

対象地は  
埋蔵文化財の包蔵地ですか？

範囲外

手続きは不要です。

※工事中に文化財と思われるもの（遺物・遺構）が見つかったときは、遺跡発見の届出（文化財保護法第96条第1項）が必要です。速やかに生涯学習課までご連絡ください。

②

範囲内

対象地で土の掘削を伴う工事（擁壁の設置、既存建物の解体、宅地造成を含む）をする前に「埋蔵文化財発掘の届出」を提出してください。（文化財保護法第93条第1項）

※**工事着工の60日前**までに提出してください。

## 【提出書類】（2部必要です）

- ・埋蔵文化財発掘の届出
- ・住宅地図（該当地にマークしてください）
- ・建物基礎の平断面図
- ・切土・盛土が分かる平断面図
- ・現況図
- ・杭基礎や地盤改良工事、浄化槽や桝等の埋設があればその図面
- ・擁壁やブロックを設置する際は、その平断面図

※その他、追加資料の提出や、電話にて工事内容を確認させていただくことがあります。  
また、ご提出の際に、掘削範囲など工事の概要を聴取させていただきます。

「埋蔵文化財発掘の届出」を、岐阜県に提出します。

岐阜県（文化伝承課）から通知がきます。※**通知内容**をご連絡するまで**工事着工**しないでください。

③

## 【慎重工事】

慎重に工事していただければ問題ありません。工事中に文化財と思われるもの（遺物・遺構）が見つかったときは、遺跡発見の届出（文化財保護法第96条第1項）が必要です。速やかに生涯学習課までご連絡ください。

## 【工事立会】

地面を掘削する工事に生涯学習課の職員が立ち会い、当該地の様子を確認・記録します。日程など事前の協議をお願いします。

## 【発掘調査】

工事の前に発掘調査を行います。文化財の記録・保護にご協力願います。

〈問い合わせ先〉  
羽島市市民協働部  
生涯学習課文化振興係  
☎ 058-393-4672